

## 千葉市トライアル発注認定事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定による新製品の生産及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市長が認定すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象となる新製品)

第2条 この要綱において、「新製品」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品、「農薬取締法」（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬、その他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切とするもの、千葉市トライアル発注認定申請（以下「申請」という。）時点で販売を開始していない製品、及び過去に申請した実績がある同一製品（第9条第4号に定める保留と区分された製品を除く）を除く。

- (1) 自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造又は販売する製品であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる製品であること。
- (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たしていること。

### (対象となる新役務)

第3条 この要綱において、「新役務」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、工事における工法及び技術、その他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切とするもの、申請時点で販売を開始していない役務、及び過去に申請した実績がある同一役務（第9条第4号に定める保留と区分された役務を除く）を除く。

- (1) 自ら開発し、千葉市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる役務であること。
- (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たしていること。

### (認定対象者)

第4条 この要綱の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に実質的な主たる事業所を有し、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 千葉市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 申請から認定の期間において、千葉市物品等指名停止措置要領に基づく入札参加停止中措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。
- (5) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

(申請)

第5条 この要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項について明らかにした計画（以下「実施計画」という。）を作成し、千葉市トライアル発注認定事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 新製品又は新役務（以下「新商品等」という。）の生産・提供の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品等の生産・提供の実施時期
- (4) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 申請者は、申請の際に、次の附属書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては、定款及び登記事項証明書の写し、個人にあつては、住民票記載事項証明書、確定申告書の写し、身分証明書の写し（本籍地の市町村長が発行したもの）、個人事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料
- (2) 法人にあつて、本店（本社）が市内に登録されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書類第6号及び第10号様式の写し
- (3) 直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては直近1年間の事業内容等を記載した書類）
- (4) その他新商品等の詳細がわかる資料（パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）
- (5) 役員名簿（暴力団排除のため千葉県警察への照会確認に使用）（様式第2号）
- (6) 申立書（個人の場合）（様式第3号）

(認定基準)

第6条 申請者から提出された実施計画の記載内容は、次の各号に掲げる基準すべてに適合するものでなければならない。

- (1) 第2条、第3条及び第4条の規定による内容に合致するものであること。
- (2) 第5条第1項各号に掲げる事項が確実に実施しうるものであること。
- (3) 実施計画が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。
- (4) 実施計画が公序良俗に反する恐れがないこと。

(認定区分)

第7条 認定区分は別表に定める。

(審査)

第8条 審査に関し必要な事項は別に定める。

(認定区分の通知等)

第9条 市長は、前条に定める審査の結果を参考に、申請者を別表により区分する。

2 市長は、申請者を区分したときは、認定に区分された者に千葉市トライアル発注認定事業認定決定通知書（様式第4号）、準認定に区分された者に千葉市トライアル発注認定事業準認定決定通知書（様

式第5号)、保留及び対象外に区分された者にその旨がわかるよう書面により通知しなければならない。

- 3 認定及び準認定の効力が継続する期間（以下「認定期間」という。）は、市長が認定及び準認定に区分された者（以下「認定事業者」という。）に対して認定区分の通知をした日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 4 保留と区分された新商品等の品質が大幅に向上した場合、申請年度における新商品等の認定期間内に限り、公募期間中、認定申請書の提出により、再度審査対象とすることができる。ただし、認定期間内において販売開始からおおむね5年を経過した新商品等については、審査の対象に含めることはできない。

#### （実施計画の変更）

第10条 認定事業者は、実施計画のうち新商品等の内容、新商品等の生産・提供方法及び販売方法、又は新商品等の生産・提供に必要な資金の額及び調達方法を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、その限りではない。

#### （実施計画の中止）

第11条 認定事業者は、認定期間中に認定申請書に基づく事業を中止したときは、事業中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

#### （認定の取消し）

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画に従って事業を実施していない場合
- (2) 第6条の規定による認定基準に適合しなくなった場合
- (3) 不正な手段により認定を受けた場合
- (4) 法令違反等不正な行為があったと認められる場合
- (5) その他、市長が認定することがふさわしくないと認められる場合

#### （報告及び調査）

第13条 市長は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は新商品等についての調査をすることができる。

#### （新商品等に関する広報活動）

第14条 市長は、認定事業者が生産・提供する新商品等の普及促進を図るため、新商品等に関する広報活動に努めるものとする。

#### （新商品等の購入）

第15条 市は、新商品等の購入等を行うに当たり、認定事業者が生産・提供する新商品等の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その積極的な調達に努める。

(委任)

第16条 この要綱の規定に基づくもののほか、この要綱の規定に基づく事項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

別表

区分	内容
認定	新商品等が新規性、独自性、優位性を持つものとして認められるもので、市での購入希望及び購入見込があるもの。
準認定	新商品等が新規性、独自性、優位性を持つものとして認められるもので、市での購入見込はないもの。ただし、準認定期間中に、市での購入希望及び購入見込みが生じた場合は、認定へ区分が変更されることがある。
保留	新商品等が認定基準を満たしていないもの。
対象外	申請者又は新商品等が対象要件を満たしていないもの。

千葉県トライアル発注認定事業認定申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

千葉県トライアル発注認定事業による認定を受けたいので、下記及び別紙「実施計画書」を提出します。提出した書類、記載内容は事実に相違ないことを申し添えます。

また、この申請に対する当事業実施要項第4条第1項第2号に基づく認定対象者の要件を審査するため、当社（個人事業主の場合はその個人）の市税に関する課税・納税情報について、市役所内関係機関に調査、照会することを承諾します。

1 新商品等の名称	
2 申請区分	(1) 新製品（物品）                      (2) 新役務（サービス） ※該当するいずれかの項目を○で囲んでください。
3 添付書類	(1) 実施計画書 (2) 定款及び登記事項証明書 （個人の場合は、住民票記載事項証明書、確定申告書の写し、身分証明書の写し、事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料） (3) 法人にあって、本店が市内に登録されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書類第6号及び第10号様式の写し (4) 直近2営業期間の営業報告書又は事業報告書、 貸借対照表、損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、直近1年間の事業内容等を記載した書類） (5) その他新商品等に関する資料（パンフレット等） (6) 役員名簿（様式第3号） (7) 申立書（個人の場合：様式第4号）

## 実施計画書

### 1 認定を受けようとする者の概要

フリガナ		
名 称		
フリガナ		
代表者名		
本店（本社） 所在地		
事業所（市内） 所在地	※本店が千葉市内にない場合記載してください	
設立年月日	年	月 日
資本金	千円	
従業員数	常用：       名、	臨時：       名、 合計：       名
業種		
会社等の事業内容		
電話番号		
F A X 番号		
U R L	http://	
E-Mail		
担当者	部署名	
	役職・氏名	

## 2 新商品等の内容

### (1) 概要

名称				
販売開始時期	年 月 日			
販売価格	1 単位あたり 円 (税抜実売価格) (単位: )			
国・地方自治体等での受注実績	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (発注先: 時期: 年 月)			
新商品等の概要				
知的財産権の取得、出願等				
過去3年間の売上状況	決算期	年 月期	年 月期	年 月期
	売上数量			
	売上高			
関係協力機関				
公的支援の利用状況	(新商品等について、国、県等の補助金など支援制度の利用があれば記載してください。)			

(2) 新商品等の新規性・独自性等

新商品等の新規性・ 独自性・優位性	
技術の高度化、経営 の能率の向上、住民 生活の利便の増進に 寄与する内容	

(3) 新商品等の市場性

想定される顧客	
想定される市場規模	
新商品等の 普及の見込	



(4) 新商品等の生産・提供及び販売方法

今後3年間の 生産目標及び 生産時期	決算期	年 月 期	年 月 期	年 月 期
	生産数量			
	生産額	千円	千円	千円
生産・提供の 形態	<p>【新製品（物品）の場合】 該当する項目に■をつけてください。  <input type="checkbox"/> 自社生産     <input type="checkbox"/> 共同生産(自社割合     %)     <input type="checkbox"/> 委託生産</p> <p>※委託生産の場合は、次の事項を記載してください。            委託生産先事業者名：                                    (住所：                                    )            委託内容：</p>			
	<p>【新役務（サービス）の提供の場合】 該当する項目に■をつけてください。  <input type="checkbox"/> 自社提供    <input type="checkbox"/> 一部委託提供</p> <p>※一部委託の場合は、次の事項を記載してください。            委託先事業者名：                                    (住所：                                    )            委託内容：</p>			
生産・提供に必要な機械設備・ 機器等の概要				
資材部品等の調達概要	(※資材部品や提供に必要な資源の調達先や外注先を記載してください。)			
新商品等の販売 方法等	(※販売ルート、主な販売先、納期、商品の品質保証期間等について記載してください。)			
その他特記項				

(5) 新商品等の生産・提供に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

区 分	年 月期	年 月期	年 月期	備考
資金需要額（内訳）				
①原材料費				
②機械装置・ 工具器具費				
③外注加工費				
④技術指導 受入費				
⑤直接人件費				
⑥広報宣伝費				
⑦その他経費				
合計（a）				
資金の調達方法（内訳）				
①自己資金				
②借入金				
③投資				
④補助金				
⑤その他				
合計（b）				

【記載要領】

- 1 合計（a）と（b）は一致すること。
- 2 資金調達方法のうち②借入金、③投資については、その機関の名称を、④補助金については具体的補助事業名を、備考欄に記入すること。

## 役員名簿

役職名	フリガナ	性別	生年月日	
	氏名			
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日
		男女	明・大・昭・平	年 月 日

この役員名簿により収集した個人情報について、暴力団排除のため千葉県警察への照会確認に使用することに同意します。

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

名称

代表者氏名

印

## 申立書

私は、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者でないことを申し立てます。

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所

氏 名

印

様

千葉市長

千葉市トライアル発注認定事業認定決定通知書

年 月 日付千葉市トライアル発注認定事業認定申請書にて申請のあった件について、千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第6条の認定基準に適合すると認められるため、第9条の規定により下記のとおり認定することを決定します。

記

1 認定を決定した新商品等の名称

2 認定期間

認定の通知をした日から2年を経過する日の属する年度の末日まで  
( 年 月 日まで)

3 その他

認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません。

様

千葉市長

千葉市トライアル発注認定事業準認定決定通知書

年 月 日付千葉市トライアル発注認定事業認定申請書にて申請のあった件について、千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第6条の認定基準に適合すると認められるため、第9条の規定により下記のとおり準認定することを決定します。

記

1 準認定を決定した新商品等の名称

2 準認定期間

準認定の通知をした日から2年を経過する日の属する年度の末日まで  
( 年 月 日まで)

3 その他

上記の準認定期間中に、市の機関において購入希望があった場合は、上記新商品等を認定として決定することがあります。ただし、認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません。

様式第6号（第10条関係）

実施計画変更承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

印

年 月 日付で認定を受けた実施計画について、下記のとおり変更したいので、千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第10条に基づき申請します。

記

1 変更事項・理由

2 変更事項の内容

変更後	変更前

様式第7号（第11条関係）

事業中止届

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名  
印

年 月 日付で認定を受けた実施計画について、下記のとおり中止いたしますので、千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第11条に基づき提出します。

記

1 認定対象商品名

2 中止とする理由